様式第9号（第7条関係）

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　 　　丸亀市長 　　 印住居確保給付金不支給通知書　　　年　　月　　日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。記　　不支給の理由 |

１　この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。